

京都市児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（令和6年3月29日京都市条例第56号）（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課）

児童福祉法（以下「法」という。）及び児童福祉法施行規則（以下「規則」という。）の一部改正に伴い、児童自立生活援助事業の設備の基準等を改める必要があるため、次のとおり京都市児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正することとしました。

- 1 法において、児童自立生活援助事業の実施場所が追加され、規則において、実施場所が類型化されたことに伴い、児童自立生活援助事業所の全ての類型に対して、本条例に規定する基準等を適用することとします。
- 2 児童自立生活援助事業所に対する「地震に対する安全性の確保」に関する規定については、一部の類型のみに適用することとします。

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

京都市児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市条例第 56 号

京都市児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

京都市児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「の管理者」の右に「（児童自立生活援助事業所Ⅲ型にあつては、養育者又は里親）」を加える。

第4条中「児童自立生活援助事業所」を「児童自立生活援助事業所Ⅰ型（児童自立生活援助対象者の居宅を除く。以下同じ。）」に改める。

第9条、第10条第1項及び附則第2項中「児童自立生活援助事業所」を「児童自立生活援助事業所Ⅰ型」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課）